

業態転換

飲食業

コロナ前

レストランを経営していたところ、
コロナの影響により来客数が
大幅に減少

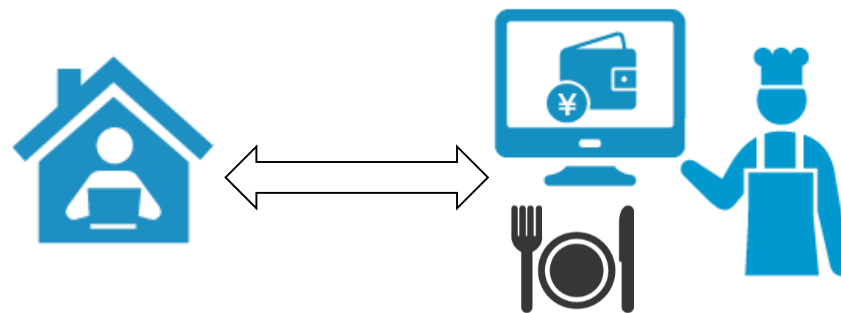


レストラン経営

業態
転換

コロナ後

店舗の一部を縮小し、非対面式の注文システムを活用したテイクアウト販売を新たに開始



非対面式の注文システムを活用した
テイクアウト販売

業態転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ① 製品方法等の新規性要件を満たしている。
- ② 商品等の新規性要件又は設備撤去等要件を満たしている。
- ③ 3～5年の事業計画期間終了後、非対面式の注文システムを活用したテイクアウト販売の売上高が総売上高の10%以上となる。

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外。